

特例措置番号1310の関連資料

① 評価対象となる規制の特例措置の概要	1
② 調査計画の概要	2
③ 調査結果の概要	3
④ 評価・調査委員会による調査結果【審議事項】	4
⑤ 関係府省庁による調査結果【審議事項】	10
⑥ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1	16
⑦ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル	17
⑧ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧	19
⑨ 参考：平成24年度下半期の評価意見	21
⑩ 参考：評価・調査委員会による調査結果（平成24年度下半期）	22
⑪ 参考：関係府省庁による調査結果（平成24年度下半期）	27

ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業（特例措置番号1310） （平成22年9月措置）

〈これまで〉

ノヤギは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の狩猟鳥獣に定められていないため、駆除するためには、有害鳥獣捕獲として環境大臣又は都道府県知事の許可が必要である。

構造改革特区の活用

〈関係法令等〉

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第3項
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第3条

〈取り巻く環境の変化〉

野生化したヤギによる食害等により、植生破壊や土砂流出が発生している。

ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、
許可の不要な狩猟による捕獲が可能となる。

〈主な要件〉

- 農林水産業、生態系等に係る被害の防止などの目的でノヤギの捕獲等を行う必要があること。
- ノヤギのみを捕獲等するために、以下のような措置が講じられていること。
 - ①狩猟者が飼育下にあるヤギとノヤギの錯誤捕獲を防ぐための関係者間の調整がなされていること。
 - ②飼育下にあるヤギとノヤギを区別するために適切な区域設定や識別可能な措置がなされていること。
 - ③狩猟者等への適切な周知が計画されていること。

認定計画数：5件（累計）
5件（令和5年3月末現在）

◎実際の取組事例

～奄美大島奄美市ノヤギ特区～
（平成22年11月認定）

実施主体：奄美市

奄美大島では貴重な蛋白源・滋養強壮に効果がある食材として、家庭でヤギを飼育し、祝い事や集落行事の際に食する文化が受け継がれてきたが、近年、社会環境の変化等により飼育世帯数が減少し、放棄されるようになった。その結果、飼育されず放棄されたヤギが野生化し、海岸部の崖地や森林部の野草を根こそぎ食べ、土砂流出や植生破壊等を引き起こしている。

奄美市でも有害鳥獣捕獲により駆除を行っているが、生息数は減少していないので、ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業を活用することにより、ノヤギの駆除を推進し、植生の回復や生態系の保全を図る。



②調査計画案の概要

特例措置の番号	1310
特例措置の名称	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業
措置区分	省令
過去の評価時期	H24 下

1. 過去の評価結果の概要

平成 24 年度下半期の評価においては、

- 関係府省庁によれば、本特例措置を活用したノヤギの狩猟実績は、網による 1 頭であり、全国展開により発生する弊害の有無を判断できない。
- 評価・調査委員会によれば、本特例措置の活用により、放し飼防止条例の活用や有害鳥獣捕獲の実施による効果で、特区内のノヤギの推計生息頭数が、1,000 頭程度減少していることが確認されている。
- 銃及びわなによる狩猟における人身事故や錯誤捕獲の弊害の有無が未検証であるため、狩猟実績が複数確認された場合に、改めて評価を行うこととなった。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 平成 24 年度下半期の評価当時は、網による実績のみであり、銃及びわなによる狩猟における人身事故や錯誤捕獲の弊害の有無について、未検証である。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 銃及びわなによる狩猟における弊害の有無を確認し、全国展開の可否を検証。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

- 平成 24 年度以降のノヤギの推計生息数、狩猟方法ごとの捕獲頭数。
- 人身事故や錯誤捕獲を防止するための、具体的な取組内容。

③調査結果の概要

特例措置番号	1310
特定事業の名称	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業
措置区分	省令
過去の評価時期	H24 下
調査対象の件数（回収数）	5件（回収数5件）

1. 本年度の調査結果の概要

- 評価・調査委員会の調査では、
 - ・ 前回（H24 年度下半期）調査では実績がなかった銃による捕獲頭数が数十頭確認された。
 - ・ 各区域は「許可捕獲」による捕獲を主たるノヤギ対策としている。
 - ・ ノヤギの捕獲頭数は少ないが、許可捕獲と特定事業による狩猟により、生活環境・生態系に係る被害防止に一定の効果があった
 - ・ 食肉利用できない、捕獲現場でとさつ、解体ができない等により、捕獲が促進されていない。
 という回答があった。
- 環境省の調査では、
 - ・ 特例措置活用県からは、引き続き特例措置の継続が求められている
 - ・ 食肉利用できない、捕獲現場でとさつ、解体ができない等により、捕獲が促進されていない
 - ・ 既に本特例措置を活用している県以外の地域においては、本特例措置の活用に当たって、前提となる要件（①狩猟者が飼育下にあるヤギとノヤギの錯誤捕獲を防ぐための関係者間の調整がなされていること、②飼育下にあるヤギとノヤギを区別するために適切な区域設定や識別可能な措置がなされていること。等）を充足するため、放し飼い防止条例の制定等が必要となっていることが確認された。

2. 本年度の調査結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 環境省の調査では、
 - ・ 既に本特例措置を活用している県以外の地域においては、本特例措置の活用に当たって、前提となる要件（①狩猟者が飼育下にあるヤギとノヤギの錯誤捕獲を防ぐための関係者間の調整がなされていること、②飼育下にあるヤギとノヤギを区別するために適切な区域設定や識別可能な措置がなされていること。等）を充足するため、放し飼い防止条例の制定等が必要となっていることが確認された。
 - ・ 食肉利用できない、捕獲現場でとさつ、解体ができない等により、捕獲が促進されていない
 ことが確認された。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点

—

④評価・調査委員会による調査結果

特例措置番号	1310
特定事業の名称	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業
措置区分	省令
特例措置の内容	特区内において、飼育下にあるヤギをノヤギと明確に区分する措置がとられている場合に限って、特例的にノヤギの狩猟を可能とする。

【規制の特例措置に共通の質問項目】

特区計画について（Q1～5）

都道府県	認定地方 公共団体	特区の名称	進捗状況	効果
鹿児島県	奄美市	奄美大島奄美市ノヤギ特区	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	4. わからない 理由：生息数や被害がどの程度あるのかの把握が出来ず、効果の検証が困難であるため。
鹿児島県	大和村	奄美大島大和村ノヤギ特区	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	4. わからない 理由：生息数や被害の把握が出来ていないため、効果検証が困難であるため。
鹿児島県	宇検村	奄美大島宇検村ノヤギ特区	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
鹿児島県	瀬戸内町	奄美大島瀬戸内町ノヤギ特区	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している
鹿児島県	龍郷町	奄美大島龍郷町ノヤギ特区	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している

【規制の特例措置ごとに異なる質問項目】

Q6. 平成24年度以降のノヤギの推計生息頭数を、年度ごとに具体的数値でご記入ください。

<ポイント>

- ・各区域で一定数のノヤギの生息が確認されているが、捕獲数が少なく、大きな減少は見られない。

認定地方公共団体	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30/R1	R2	R3	R4
奄美市	0	0	121	0	0	0	0	80	0	128	0
大和村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇検村	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
瀬戸内町	150	150	150	150	150	158	150	150	150	150	150
龍郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	350	350	471	350	350	358	350	350	350	478	350

※回答は参考値

Q7. 平成24年度から令和4年度までの有害鳥獣捕獲、本特定事業の実施（狩猟）による捕獲頭数を、狩猟方法別にそれぞれ具体的数値でご記入ください。

<ポイント>

・主たるノヤギ対策は「許可捕獲」による捕獲を実施し、狩猟期間が定められている「狩猟」による捕獲は二次的な対策として位置づけられている。

有害鳥獣捕獲頭数											
認定地方公共団体	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30/R1	R2	R3	R4
奄美市	0	0	121	0	0	0	0	80	0	128	0
大和村	12	20	13	31	17	36	24	45	36	39	0
宇検村	20	20	20	20	20	20	40	20	20	20	10
瀬戸内町	150	150	150	150	158	150	150	150	186	154	0
龍郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	182	190	304	201	195	206	214	295	242	341	10

※令和4年度は、令和4年10月末時点

※回答は参考値

本特定事業の実施による捕獲頭数（狩猟方法別）												
認定地方公共団体		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30/R1	R2	R3	R4
奄美市	銃	0	0	0	0	0	9	0	28	2	0	0
	網	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0
瀬戸内町	銃	0	0	0	0	0	2	0	4	0	0	0
	くくりわな	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0

※回答は参考値

Q8. ノヤギによる生活環境（土砂流出、漁場、花壇等への影響）に係る被害状況についてお尋ねします。まず、本特定事業実施以前の状況と、現在の状況を具体的（被害箇所数、面積、被害額等）にご記入ください。次に、現在の状況は、実施以前の状況と比較して改善していますか。次の1～5の中から1つだけお選びください。

1. ノヤギの捕獲により改善している。
2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない。
3. ノヤギの捕獲はしているが、以前より悪化している。
4. ノヤギの捕獲をしていないため、以前と変わらない、
5. ノヤギの捕獲をしていないため、悪化している。

<ポイント>

・被害が改善されている区域もあるが、おおむね捕獲数が少ないことから、特例事業を活用する前に発生した被害が引き続き確認されている。

認定地方公共団体	具体的状況※		改善状況**
奄美市	—		2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない。
大和村	—		2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない。
宇検村	本特定事業実施以前の状況 ・土砂流出 1か所、3,000 m ²		1. ノヤギの捕獲により改善している。
瀬戸内町	H23 以前	・土砂流出 5箇所、120 m ² 、1,500,000 円 ・漁場 2箇所、2,500 m ² 、2,000,000 円 ・花壇 3箇所、60 m ² 、250,000 円	2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない。
	H24～R4	・土砂流出 5箇所、120 m ² 、1,500,000 円 ・漁場 2箇所、2,500 m ² 、2,000,000 円 ・花壇 3箇所、60 m ² 、250,000 円	
龍郷町	—		4. ノヤギの捕獲をしていないため、以前と変わらない、

※回答は参考値

Q9. ノヤギによる生態系（植生等）に係る被害状況についてお尋ねします。まず、本特定事業実施以前の状況と、現在の状況を具体的（被害箇所数、面積、被害額等）にご記入ください。次に、現在の状況は、実施以前の状況と比較して改善されていますか。次の1～3の中から1つだけお選びください。

1. ノヤギの捕獲により改善されている。
2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない。
3. ノヤギの捕獲はしているが、以前と悪化している。
4. ノヤギの捕獲をしていないため、以前と変わらない。
5. ノヤギの捕獲をしていないため、悪化している。

<ポイント>

・被害が改善されている区域もあるが、おおむね捕獲数が少ないことから、特例事業を活用する前に発生した被害が引き続き確認されている。

認定地方公共団体	具体的状況※	改善状況**
奄美市	—	2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない。
大和村	—	2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない。
宇検村	本特定事業実施以前の状況 ・植生破壊 1か所、3,000 m ²	1. ノヤギの捕獲により改善されている。
瀬戸内町	H23 以前 ・植生破壊 5箇所、120 m ² 、1,500,000 円	2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない。
	H24～R4 ・植生破壊 5箇所、120 m ² 、1,500,000 円	
龍郷町	—	4. ノヤギの捕獲をしていないため、以前と変わらない。

※回答は参考値

Q10. ノヤギによる農作物に係る被害状況についてお尋ねします。まず、本特定事業実施以前の状況と、現在の状況を具体的（被害箇所数、面積、被害額等）にご記入ください。次に、現在の状況は、実施以前の状況と比較して改善されていますか。次の1～3の中から1つだけお選びください。

1. ノヤギの捕獲により改善されている。
2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない。
3. ノヤギの捕獲はしているが、以前と悪化している。
4. ノヤギの捕獲をしていないため、以前と変わらない。
5. ノヤギの捕獲をしていないため、悪化している。

<ポイント>

- ・ 被害が改善されている区域もあるが、おおむね捕獲数が少ないことから、特例事業を活用する前に発生した被害が引き続き確認されている。

認定地方公共団体	具体的状況※		改善状況※※
奄美市	—		2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない。
大和村	—		2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない。
宇検村	—		1. ノヤギの捕獲により改善されている。
瀬戸内町	H23 以前	・ 植生破壊 5箇所、120㎡、1,500,000円	2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない。
	H24～R4	・ 植生破壊 5箇所、120㎡、1,500,000円	
龍郷町	—		4. ノヤギの捕獲をしていないため、以前と変わらない。

※回答は参考値

Q 1 1. ノヤギの肉等の利用状況についてお尋ねします。まず、どのような方法で利用されているかご記入ください。次に、本特定事業の実施による、捕獲したノヤギの利用頭数をご記入ください。当初から利用を考えていない場合は、その旨をご記入ください。

<ポイント>

- ・食用にできないことが、捕獲が促進されない要因となっている。

<個別の回答>

- ・ 奄美市 銃器による捕獲の場合、食肉としての利用はできないことから埋却処分。罟による捕獲の場合、食肉利用。
- ・ 大和村 食肉としての利用はできないことから埋却処分。
- ・ 宇検村 当初からすべて埋葬にて処理している
- ・ 瀬戸内町 個人消費
- ・ 龍郷町 法律により、銃で捕獲したノヤギが食用とならないため

認定地方公共団体	利用頭数										
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30/R1	R2	R3	R4
奄美市	0	0	0	0	0	9	0	28	2	0	0
大和村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇検村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸内町	150	150	150	150	150	158	150	150	150	150	150
龍郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※回答は参考値

Q 1 2. ノヤギの狩猟において、人身事故や錯誤捕獲を防止するために行っている取組をご記入ください。

<ポイント>

- ・あらかじめ人身事故や錯誤捕獲を防止するための取り組みが各区域で実施されている。

<個別の回答>

- ・ 奄美市 広報誌等による市民への周知
- ・ 宇検村 広報誌等による周知。
- ・ 宇検村 他害獣駆除の呼びかけと併せてチラシ、ポスター等にて周知
- ・ 瀬戸内町 標識の設置

Q 1 3. 本特定事業の遂行を妨げる要因（捕獲したノヤギの処理問題、捕獲後の食用の問題等）はありますか。あれば具体的にご記入ください。

<ポイント>

- ・ノヤギ捕獲後のとさつ、解体が自由に行うことができず、捕獲が進まない要因の一つと考えられる。

<個別の回答>

- ・ 奄美市 捕殺した個体の回収が困難。埋却作業による負担。食肉としての有効利用ができない。
- ・ 宇検村 食肉としての有効活用ができない。
- ・ 宇検村 捕獲したノヤギを現場で解体できないため、食肉としての利用が出来ず、捕獲が進まない。

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

⑤関係府省庁による調査結果

令和4年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 関係府省庁名	環境省
2. 特例措置番号	1310
3. 特定事業の名称	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業

4. 弊害の発生に関する調査

① 調査内容	<p>○特区計画の認定を受けた市町村が属する都道府県への調査 特区制度に基づくノヤギの捕獲等の実施状況について調査を行うもの。特に、何らかの問題により特区制度の運用が進んでいない地方公共団体については、その具体的な理由について調査を実施するとともに、特例措置の実施による支障が生じていないかを調査する。</p> <p>○特例措置の全国展開により支障を生じる可能性のある都道府県等への調査 特例措置が全国展開された場合には、ノヤギが生息しているすべての地域において狩猟鳥獣としての捕獲が行われることとなるため、特例措置の実施による支障が生じないかを調査する。</p>
② 調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・書面送付(電子メール等を含む)による調査を実施。 ・書面調査を行った上で、ヒアリングを必要に応じて追加的に実施。
③ 調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ・特区計画の認定を受けた市町村の属する都道府県(鹿児島県) ・特例措置の全国展開により支障を生じる可能性のある都道府県(沖縄県、東京都、長崎県)
④ 調査の実施時期	令和4年11月16日～12月14日
⑤ 調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・上記4都県から回答を得た。 ・特例措置を実施している鹿児島県からは、引き続き特例措置の継続が求められている。 ・特例措置の全国展開について東京都、長崎県、沖縄県に照会し、東京都からは全国展開に「賛成」の回答があったが、長崎県及び沖縄県からは、全国展開に「どちらとも言えない」との回答があった。 ・詳細は回答表をご参照。
⑥ 特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・あり <p>ノヤギが狩猟鳥獣になっても、「と畜場法」の対象獣畜であり、と畜場以外で食用を目的としたとさつができないこと及び「化製場等に関する法律」の対象獣畜であり、捕殺場所以外での解体、埋設等ができないことにより、狩猟による捕獲が進まない。</p>
⑦ 全国展開により発生する弊害の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県及び沖縄県から、飼養ヤギの捕獲等による財産権の侵害、ノヤギ以外の鳥獣の錯誤捕獲及びノヤギの捕獲に伴う人身被害の発生等の支障が生じる可能性が示された。

狩猟と許可捕獲等との違い

－ 鳥獣保護管理法における捕獲の考え方 －

		狩猟	許可捕獲等
考え方		一定の条件の下で、 狩猟者の自由意思に基づいて、多様な目的 で行われる捕獲行為	許可権者により限定された条件（捕獲数・時期・区域・方法等） の下で、 特定の目的 で行われる捕獲行為
捕獲の実施者		狩猟者（狩猟免許を取得し、都道府県で狩猟登録（狩猟税を支払）をした者）	申請をして許可を受けた者
条件	目的	問わない	学術研究、鳥獣の管理、その他
	対象鳥獣	狩猟鳥獣（48種） ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵
	捕獲方法	法定猟法（網・わな猟、銃猟）	許可された方法（法定猟法以外も可）
	実施時期	狩猟期間（毎年11月15日～翌年2月15日、北海道は毎年10月1日～翌年1月31日）	許可された期間（通年可能）
	実施区域	鳥獣保護区や休猟区等の狩猟禁止の区域以外	許可された区域 ※銃猟については住居集合地域等の規制有り

狩猟鳥獣(法第2条) :

希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等の対象となる鳥獣であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるもの。

選定の要件（鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針）

→ 以下の①及び②の考え方にに基づき、省令に定める。

- ① 地方公共団体や狩猟者の要請を踏まえ、狩猟の対象と認められるもの OK
- ② 狩猟鳥獣とした場合に、当該捕獲等が次のa～cのいずれの観点でも著しい影響を及ぼさないもの
 - a 当該鳥獣の保護の観点 OK
 - b 生物多様性の確保の観点 OK
 - c 社会的・経済的な観点 懸念あり！

現在指定されている狩猟鳥獣（46種）

鳥類(26種)

カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ(コシジロヤマドリを除く。)、キジ、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス

獣類(20種)

タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン(ツシマテンを除く。)、イタチ(雄)、シベリアイタチ(対馬個体群除く)、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、台湾リス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

飼養ヤギが野生化したノヤギの狩猟は、集落周辺（人もヤギもいる地域：生活圏）でも実施される可能性がある（一般の狩猟は、主に山林・原野（生活圏外）で実施）

課題

- ① 放牧されている飼養されたヤギを誤って捕獲する可能性
- ② ノヤギは狩猟鳥獣と生息環境が異なるため人身事故が発生するおそれ
- ③ ノヤギの計画的な管理が阻害される可能性

調査の方針

- 特区に指定された奄美大島において課題の状況を把握し、その対応状況や支障を調べた。
- 全国展開された場合の支障等を確認するため、ノヤギの生息が確認されている沖縄県・東京都・長崎県についても調査を行った。

（参考）ノヤギの狩猟実績（平成25年度～令和2年度）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
銃器	0	0	0	5	9	0	28	2	44
わな	0	0	0	0	0	0	0	8	8
網	0	0	0	0	2	0	4	0	6

全国展開に対する考え及び再評価のための条件

全国展開に対する環境省の考え

以下の**弊害が発生**することから、本特区を現時点で、**全国展開すべき状況ではない**と考える。

弊害①

特区以外の地域で、**ヤギの放し飼い防止条例が策定されていない**



各地で**飼育ヤギを誤って捕獲する（財産権の侵害が発生する）**可能性がある。

弊害②

ノヤギが確認されている地域は、**離島等の一部地域**にも関わらず、狩猟免許は全国共通である



ノヤギが特定地域の狩猟鳥獣であることの確認をするための試験や講習会を実施する等、**本来必要としない事務を全都道府県や全狩猟者に追加的に発生させ、事務負担軽減の観点から不適切。**

弊害③

ノヤギ特区の先行地である奄美大島においても、**と畜場法と化製場法の制度的な問題が解決していない。**



と畜場法と化製場法の制度上の問題が解決しなければ、狩猟による捕獲が実態上進まない

再評価の条件① ノヤギの生育地域で、ヤギの放し飼い条例が策定されること

- ・野生のヤギ（ノヤギ）と放牧された飼育ヤギは見た目上の区別は付かないことから、狩猟者が自由に捕獲すると、誤って飼育ヤギを捕獲して、飼育者の財産権を侵害する可能性がある。
- 財産権の侵害を防ぐために、**事前に条例を策定し、ヤギの放し飼いを防ぐための対策を徹底しておく必要がある。**

【参考】

- ・鳥獣保護管理法の目的（農林水産業や地域社会の健全な発展に資する）と、狩猟鳥獣の選定の考え方（当該鳥獣を狩猟鳥獣に指定したときに、社会的・経済的な観点でも著しい影響がないこと）を踏まえ、狩猟鳥獣の選定に当たっており、私有財産の保護等を無視することはできない。
- ・昭和54年に自然環境保全審議会にドバトを狩猟鳥獣に加えるべきか諮問し、慎重に審議を行った結果、野生のドバトとレース用に飼育されている鳩等との判別が必ずしも容易でないこと等の問題により、狩猟鳥獣への指定が見送られた（昭和56年3月2日環自鳥32号(都道府県知事あて環境庁自然保護局長通達)

全国展開に対する考え及び再評価のための条件

再評価の条件② 狩猟による捕獲をしたいという地域のニーズ(特例措置の申請)があること

・狩猟免許は**住所のある都道府県で狩猟免許試験を受ける必要**があるが、当該免許で全国で狩猟は可能。

一方、ノヤギが生育するのは一部の離島等、限られた地域であるが、**全国の都道府県の狩猟免許試験や講習会等において、ノヤギがどの地域で狩猟鳥獣であるか等の知識を確認する等、本来必要のない事務を全都道府県や全狩猟者に一律に実施させる**等、追加的な事務負担が発生する。

➤条件①、かつ本特例措置の区域計画の申請する地域があった場合に全国展開を再評価することが妥当

再評価の条件③ と畜場法及び化製場法の問題が解決すること

- ・化製場法により、化製場以外でのヤギの埋設について知事の許可が必要。**捕獲後に埋設する場合は、知事の許可を受けた埋設地に埋設。**
- ・と畜場法により、食用に供する目的でノヤギをと殺する場合は、**と畜場まで生きたまま運ぶか、知事の許可を受けたと畜場以外の施設でと殺することが必要。**奄美では衛生上の観点から、捕獲個体を生きたままと畜場まで移送することが必要になっており、狩猟者の大きな負担となって、**捕獲が進まない要因の一つ**となっている。

例えば、と畜場法及び化製場法で対象となる山羊については、ノヤギ(野生化したヤギ)を対象に含めないことと**制度上整理する等、捕獲後の処置に係る負担の軽減措置**を図ることが必要。

➤と畜場法及び化製場法の制度的な問題が解決しないまま、特区を全国展開をした場合に、他地域での同様の問題が発生。制度的な問題を解決した上で、全国展開するほうが合理的。

※奄美にはヤギを食用に供する文化があり、利用されていることから、狩猟者のニーズはあり、と畜場法と化製場法の問題がなくなれば、狩猟は進むと考えていると関係自治体から聞いている。

※イノシシ等のノヤギ以外の狩猟鳥獣は、と畜場法と化製場法の対象ではないことから、食用に供する目的でのとさつや捕獲後の埋設において、ノヤギのような負担はない。

番号	1310
特定事業の名称	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第7項 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第3条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	ノヤギは狩猟鳥獣に定められていない。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域（以下「特区」という。）において、ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業を実施することについて、地域の特性に応じ、その肉又は毛皮を利用する目的、ノヤギを管理する目的その他の目的でノヤギを捕獲又は殺傷（以下「捕獲等」という。）の対象とする必要があり、ノヤギのみを捕獲等をするために必要な措置を講じていることを認めて、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区内のノヤギについては、狩猟鳥獣とみなし、狩猟による捕獲等ができることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1310 ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業

1. 特例を設ける趣旨

地域の特性に応じた、ノヤギの肉等の利用や生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止等の理由から、ノヤギが捕獲等の対象となる場合で、ノヤギのみを捕獲するための措置が講じられていると確認できる場合には、構造改革特別区域（以下「特区」という。）内に限り、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第2条第7項の特例措置として、ノヤギを狩猟鳥獣とみなすものです。

2. 特例の概要

本事業においてノヤギとは、野生動物であるヤギを指します。なお、法に基づく鳥獣は、鳥類又は哺乳類に属する野生動物と定義されており、この場合の「野生」とは、当該個体が元々飼育下にあったかどうかを問わず、飼主の管理を離れ、常時山野等において、専ら野生生物等を捕食し生息している状態を指しています。

現行制度において、ノヤギは狩猟鳥獣には含まれておらず、狩猟による捕獲はできません。一般的に、ヤギの飼育は放牧によることが多く、野外では放牧された飼育下にあるヤギか、野生動物であるノヤギかを判断することが困難であり、放牧されているヤギを狩猟者が銃器等により錯誤捕獲する危険性が高いことから、狩猟の対象として適切ではないとされています。

本事業においては、特区内において、飼育下にあるヤギをノヤギと明確に区分する措置が取られている場合に限り、特例的にノヤギの狩猟を可能とするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

本事業において特例措置が認められる場合とは、特区内において現にノヤギが生息し、当該ノヤギを捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）することによって、ノヤギの肉等を活用することができる、又はノヤギによって生じている農作物への被害や希少な植物の食害等生態系被害の防止等を図る必要があると地方公共団体が判断している場合です。

また、「ノヤギのみを捕獲等をするために必要な措置」として、特区内において、例えば、以下の措置が講じられていることが必要です。

- ① 放牧等により飼育されているヤギを、狩猟者が錯誤捕獲することを防ぐための関係者間の調整がなされていること

(例えば、特区計画区域の住民、自治会、生産者団体等の関係者(以下「特区関係者」という。)間で調整の上、「特区内では放牧によるヤギの飼育を行わない」、「飼育下にあるヤギ以外はノヤギとする」等の確認ができていること。)

- ② 飼育下にあるヤギとノヤギを区別するために適切な区域設定や識別可能な措置がなされていること

(例えば、飼育ヤギの存在する地域を確認し計画区域から外す、飼育下にあるヤギには首輪を付け個体識別を行う措置等が実施されていること。)

- ③ 狩猟者等への適切な周知が計画されていること

(例えば、狩猟者登録の際に、特区内でのみノヤギの狩猟ができることについて、当該区域を明示する図面等を配布する等の準備を行っていること。)

なお、申請主体が都道府県以外の地方公共団体の場合には、あらかじめ都道府県の関係部局と調整を図ることにより、鳥獣保護区や休猟区等の設定予定地等を除外するなど特区計画の円滑かつ有効な実施を図ることが重要です。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」に、特区申請を行った地方公共団体が、特区内に放牧されているヤギがいないと判断する根拠又は当該区域内に飼育ヤギとノヤギが混在する場合には飼育ヤギの錯誤による捕獲がないと判断する根拠及び狩猟者等への周知の方法等について記載すること。

5. 当該特区に係る特区計画申請に関して特に必要な添付書類

特区の区域内にノヤギが生息していることが確認できるノヤギの生息分布図(飼育されているヤギがいる場合にはその箇所も併せて明記すること。)、ノヤギによる被害状況がわかる資料、特区関係者間で確認事項について協定書等を締結した場合にはその写し、ヤギの飼育等について地方公共団体が一定の基準を設けている場合はその基準、周知のため狩猟者等に配布する予定の図面等。

⑧規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	鹿児島県	奄美市	奄美大島奄美市ノヤギ特区	奄美市の区域の一部(狩猟可能区域)	奄美大島では貴重な蛋白源・滋養強壮に効果がある食材として、家庭でヤギを飼育し、祝い事や集落行事の際に食する文化が受け継がれているが、近年、社会環境の変化等により飼育世帯数が減少し、ヤギが放棄されるようになった。その結果、飼育を放棄されたヤギが野生化し、海岸部の崖地や森林部の野草を根こそぎ食べ、土砂流出や植生破壊等を引き起こしている。当市でも有害鳥獣捕獲により駆除を行っているが、生息数は減少していない。そこで、本特例を活用することにより、ノヤギの駆除を推進し、生態系の保全や植生の回復を図る。	1310	・ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	第24回
2	鹿児島県	大和村	奄美大島大和村ノヤギ特区	鹿児島県大島郡大和村の区域の一部(狩猟可能区域)	奄美大島では貴重な蛋白源・滋養強壮に効果がある食材として、家庭でヤギを飼育し、祝い事や集落行事の際に食する文化が受け継がれているが、近年、社会環境の変化等により飼育世帯数が減少し、ヤギが放棄されるようになった。その結果、飼育を放棄されたヤギが野生化し、海岸部の崖地や森林部の野草を根こそぎ食べ、土砂流出や植生破壊等を引き起こしている。当村でも有害鳥獣捕獲により駆除を行っているが、生息数は減少していない。そこで、本特例を活用することにより、ノヤギの駆除を推進し、生態系の保全や植生の回復を図る。	1310	・ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	第24回
3	鹿児島県	宇検村	奄美大島宇検村ノヤギ特区	鹿児島県大島郡宇検村の区域の一部(狩猟可能区域)	奄美大島では貴重な蛋白源・滋養強壮に効果がある食材として、家庭でヤギを飼育し、祝い事や集落行事の際に食する文化が受け継がれているが、近年、社会環境の変化等により飼育世帯数が減少し、伝統文化継承の懸念材料になっている。また、飼育を放棄されたヤギが野生化し、海岸部の崖地や森林部の野草を根こそぎ食べ、土砂流出や植生破壊等を引き起こしている。そのため、当村でも有害鳥獣捕獲により駆除を行っているが、生息数は減少していない。そこで、本特例を活用することにより、ノヤギの駆除を推進し、生態系の保全や植生の回復を図る。	1310	・ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	第24回

4	鹿児島県	瀬戸内町	奄美大島瀬戸内町ノヤギ特区	鹿児島県大島郡瀬戸内町の区域の一部(狩猟可能区域)	奄美大島では貴重な蛋白源・滋養強壮に効果がある食材として、家庭でヤギを飼育し、祝い事や集落行事の際に食する文化が受け継がれているが、近年、社会環境の変化等により飼育世帯数が減少し、ヤギが放棄されるようになった。その結果、飼育を放棄されたヤギが野生化し、海岸部の崖地や森林部の野草を根こそぎ食べ、土砂流出や植生破壊等を引き起こしている。当町でも有害鳥獣捕獲により駆除を行っているが、生息数は減少していない。そこで、本特例を活用することにより、ノヤギの駆除を推進し、生態系の保全や植生の回復を図る。	1310	・ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	第24回
5	鹿児島県	龍郷町	奄美大島龍郷町ノヤギ特区	鹿児島県大島郡龍郷町の区域の一部(狩猟可能区域)	奄美大島では、貴重な蛋白源・滋養強壮に効果がある食材として、家庭でヤギを飼育、食する文化が受け継がれてきた。しかし近年、飼育を放棄され野生化したヤギ(ノヤギ)が海岸部の崖地に生息し、一帯の野草を根こそぎ食べることで、植生破壊や土砂流出等を引き起こしている。ノヤギは有害鳥獣としての捕獲は可能であるが、手続きの関係上速やかな駆除ができない。ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、狩猟期間の速やかな捕獲を可能にすることで、世界自然遺産候補地である奄美の希少動植物への食害を未然に防ぎ、また被害箇所の植生回復を図る。	1310	・ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	第24回

⑨参考：平成24年度下半期の評価意見

評価意見

①	別表1の番号	1310
②	特定事業の名称	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、許可の不要な狩猟による捕獲を可能とする。
⑤	評価	その他 (銃及びわなによる狩猟実績が確認された場合に、改めて評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁によれば、本特例措置を活用したノヤギの狩猟実績は、網による1頭であり、全国展開により発生する弊害の有無を判断するために必要な事項のうち、銃及びわな(囲いわな・はこわな、くくりわな)による狩猟における人身事故や錯誤捕獲の弊害の有無について、検証されていないとのことであった。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、狩猟によるノヤギの捕獲頭数は1頭に留まっていたが、本特例措置の実施に当たって前提となる要件(飼育下にあるヤギとノヤギを区別するために適切な区域設定や識別可能な措置がなされていること等)を実行するための放し飼い防止条例の活用や、有害鳥獣捕獲の実施による効果も含めれば、特区内のノヤギの推計生息頭数は1,000頭程度減少していることが確認された。</p> <p>以上より、銃及びわなによる狩猟における人身事故や錯誤捕獲の弊害の有無について未検証であるため、本特例措置について、関係府省庁は毎年度、前年度における狩猟実績に関する調査を行う。調査の結果、銃及びわなによる狩猟実績が累積でそれぞれ複数確認された場合に、改めて評価を行う。</p>
⑦	今後の対応方針	本特例措置について、関係府省庁は毎年度、前年度における狩猟実績に関する調査を行い、その結果を内閣官房に報告する。調査の結果、銃及びわなによる狩猟実績が累積でそれぞれ複数確認された場合に、改めて評価を行うこと。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

⑩参考：評価・調査委員会による調査結果（平成24年度）

特例措置番号	1310
特定事業の名称	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業
措置区分	省令
特例措置の内容	特区内において、飼育下にあるヤギをノヤギと明確に区分する措置がとられている場合に限って、特例的にノヤギの狩猟を可能とする。

【規制の特例措置に共通の質問項目】

1. 特定事業の概要など（発送数：5、回収数：5）						
都道府県	認定地方 公共団体	特区の名称	進捗段階	効果の発現	効果の内容	進捗と予定
鹿児島県	奄美市	奄美大島奄美市 ノヤギ特区	1. 現在特定 事業を実施中	2. 発現してい ない	—	3. 特区計画 認定時の予定 より遅れている
鹿児島県	大和村	奄美大島大和村 ノヤギ特区	1. 現在特定 事業を実施中	3. わからない	—	3. 特区計画 認定時の予定 より遅れている
鹿児島県	宇検村	奄美大島宇検村 ノヤギ特区	1. 現在特定 事業を実施中	2. 発現してい ない	—	3. 特区計画 認定時の予定 より遅れている
鹿児島県	瀬戸内町	奄美大島瀬戸内 町ノヤギ特区	1. 現在特定 事業を実施中	2. 発現してい ない	—	3. 特区計画 認定時の予定 より遅れている
鹿児島県	龍郷町	奄美大島龍郷町 ノヤギ特区	（以前は本特 定事業を実施 していたが、 ノヤギがいな くなったため 現在は実施し ていない。）	—	—	2. 特区計画 認定時の予定 通りに進んで いる

2. 効果が発現していない、または効果が分からない理由

〈個別の回答〉

- ・ 奄美市 捕殺したノヤギは食用にできず、埋却処分とする必要があるため。
- ・ 大和村 狩猟登録者の数が少なく、ヤギの被害よりもイノシシの農作物被害が多く深刻なため、イノシシの駆除が多くなったため。
- ・ 宇検村 現場にて解体作業ができないことや、猟銃で捕獲した際の埋設処理等、捕獲後の規制があるために、狩猟者が積極的に捕獲をしない状況が発生しており、十分な効果が得られていない。
- ・ 瀬戸内町 狩猟鳥獣として捕獲の実績がない。

3. 特区計画認定時の予定より遅れている理由（具体的内容）

〈個別の回答〉

- ・ 奄美市 現行ではノヤギを食材活用するためには生体で捕獲する必要があり、ノヤギが多く生息する崖地での生体捕獲・運搬は危険が伴い、現実的でない。捕殺したノヤギを食用として活用できれば継続した取り組みを行い、生息数を減らす事ができると考えている。そのためには、と畜場外と殺について、鹿児島県と規制緩和のための協議を行う必要がある。
- ・ 大和村 狩猟登録者が少ないため。
- ・ 宇検村 猟銃によりしとめたら、埋設等の処理が発生する。
ノヤギが、と畜場法や化製場法の適用を受ける獣畜であり、現場での解体ができない。
- ・ 瀬戸内町 と畜場法・化製場法の規定

4. 特定事業における地方公共団体の役割

〈個別の回答〉

- ・ 奄美市 生態系の保全や植生の回復が見込め、世界自然遺産登録への足がかりになっている。世界自然遺産登録に必要な外来種対策となっている。
- ・ 大和村 狩猟免許取得の助成申請（猟友会の講習会費の減免）
- ・ 宇検村 猟友会等の会合があるときに説明しているが、浸透しない。

5. 特定事業が成功するための鍵

〈個別の回答〉

- ・ 奄美市 継続して事業を行うこと。
- ・ 大和村 狩猟税や狩猟者登録に係る手数料が高額なため、これらの引き下げ等を考慮し、狩猟登録者を増やして事業に参加してもらうことが重要だと思う。
- ・ 宇検村 捕獲後の処理についてと畜場法関連が緩和となれば、解体作業も現場で行い自家消費として捕獲も進む。

6. 特定事業の将来に向けての展望等

〈個別の回答〉

- ・ 奄美市 根絶は難しいが、継続して取り組んでいきたい。
本特定事業による実績はまだないが、世界自然遺産登録に向けての課題である重要地域の保護を図るうえで必要と思われる。
- ・ 大和村 継続して粘り強く事業を行うことと、奄美全体で事業の重要性を認識させることが重要。
狩猟税や狩猟者登録に係る手数料の軽減を図り、狩猟者を増やす事が重要である。
- ・ 宇検村 ヤギは奄美の食文化であるので、ノヤギを、と畜場法や化製場法の適用外にしてもらえたら、現場で解体することができ、捕獲も進む。

【規制の特例措置ごとに異なる質問項目】

7. 特定事業実施以前と現在のノヤギの推計生息頭数

<ポイント>

- ・ 生息頭数が大幅に減少している地域があるが、これは放し飼い防止条例によりノヤギが通常の家畜に復帰したこと、また、隣接市町村間の移動による要因が大きい。

認定地方公共団体	事業実施前推計頭数 (平成 21 年度末)	事業実施後推計頭数 (平成 23 年度末)	推計減少数
奄美市	120	110	10
大和村	40	30	10
宇検村	150	100	50
瀬戸内町	2000	1000	1000
龍郷町	46	0	46
合 計	2356	1240	1116

8. 平成 21 年度から 23 年度の有害鳥獣捕獲、特定事業の実施（狩猟）による捕獲頭数

<ポイント>

- ・ 平成 22 年度以降のノヤギの捕獲頭数は 366 頭、そのうち本特定事業による捕獲頭数は 1 頭

認定地方公共団体	年度	有害鳥獣捕獲等 捕獲頭数	本特定事業による 捕獲頭数	合 計
奄美市	21	0	-	0
	22	25	0	25
	23	40	0	40
大和村	21	0	-	0
	22	0	1	1
	23	0	0	0
宇検村	21	0	-	0
	22	0	0	0
	23	0	0	0
瀬戸内町	21	-	-	-
	22	150	0	150
	23	150	0	150
龍郷町	21	0	-	0
	22	0	0	0
	23	0	0	0
合 計		365	1	366

9. ノヤギによる生活環境（土砂流出、漁場、花壇等への影響）に係る被害の具体的状況と実施以前の状況と比較した改善状況

認定地方公共団体	具体的状況※	改善状況（3択）※※
奄美市	—	2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない、もしくは悪化している。
大和村	実施以前（平成 21 年度） ・土砂流出 3 か所、80 m ² 、100 万円 ・漁場 1 か所、1250 m ² 、100 万円 ・花壇 1 か所、20 m ² 、10 万円	2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない、もしくは悪化している。
	現在（平成 23 年度） ・土砂流出 3 か所、80 m ² 、100 万円 ・漁場 1 か所、1250 m ² 、100 万円 ・花壇 1 か所、20 m ² 、10 万円	
宇検村	—	3. ノヤギの捕獲をしていないため、以前と変わらない、もしくは悪化している。
瀬戸内町	—	1. ノヤギの捕獲により改善されている。
龍郷町	現在、ノヤギは生息していない。	3. ノヤギの捕獲をしていないため、以前と変わらない、もしくは悪化している。

※ 具体的状況の記載がない箇所については、実態を調査していない。

※※ 有害鳥獣捕獲等による改善状況も含む。

10. ノヤギによる生態系（植生等）に係る被害の具体的状況と実施以前の状況と比較した改善状況

認定地方公共団体	具体的状況※	改善状況（3択）※※
奄美市	—	2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない、もしくは悪化している。
大和村	—	2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない、もしくは悪化している。
宇検村	実施以前（平成 21 年度） ・植生破壊 1 か所	3. ノヤギの捕獲をしていないため、以前と変わらない、もしくは悪化している。
	現在（平成 23 年度） ・植生破壊 1 か所	
瀬戸内町	—	1. ノヤギの捕獲により改善されている。
龍郷町	現在、ノヤギは生息していない。	3. ノヤギの捕獲をしていないため、以前と変わらない、もしくは悪化している。

※ 具体的状況の記載がない箇所については、実態を調査していない。

※※ 有害鳥獣捕獲等による改善状況も含む。

1 1. ノヤギによる農作物に係る被害の具体的状況と実施以前の状況と比較した改善状況

認定地方公共団体	具体的状況※	改善状況（3択）※※
奄美市	—	2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない、もしくは悪化している。
大和村	—	2. ノヤギの捕獲はしているが、捕獲頭数が少ないため以前と変わらない、もしくは悪化している。
宇検村	—	3. ノヤギの捕獲をしていないため、以前と変わらない、もしくは悪化している。
瀬戸内町	—	1. ノヤギの捕獲により改善されている。
龍郷町	現在、ノヤギは生息していない。	3. ノヤギの捕獲をしていないため、以前と変わらない、もしくは悪化している。

※ 具体的状況の記載がない箇所については、実態を調査していない。

※※ 有害鳥獣捕獲等による改善状況も含む。

1 2. ノヤギの肉等の利用方法と捕獲したノヤギの利用頭数

認定地方公共団体	利用方法	年度	利用頭数
奄美市	法律により、銃で捕獲したノヤギが食用とならないため利用していない。	22	0
		23	0
大和村	食用として利用している。	22	1
		23	0
宇検村	利用していない。	22	0
		23	0
瀬戸内町	食用として、販売消費されている。*	22	0
		23	0
龍郷町	法律により、銃で捕獲したノヤギが食用とならないため利用していない。	22	0
		23	0
合 計			1

※ 瀬戸内町は、有害鳥獣捕獲等において捕獲したノヤギの利用方法

1 3. 特定事業の遂行を妨げる要因（捕獲したノヤギの処理問題、捕獲後の食用の問題等）

<ポイント>

- ・ 生体捕獲でないと食用にできないことが、捕獲が促進されない要因となっている。

<個別の回答>

- ・ 奄美市 現行では、ノヤギを食材活用するためには生体で捕獲する必要があるが、ノヤギが多く生息する崖地での生体捕獲・運搬は危険が伴うことから、現実的ではない。捕殺したノヤギを食用として活用する事ができれば、継続したノヤギ駆除の取り組みを推進することができ、ノヤギの生息数を減らす事ができるものと考えている。今後、鹿児島県と協議が必要。
- ・ 宇検村 捕獲後の処理がと畜場にて解体をしなければならぬので、捕獲が進まない。自家消費を行う事に関しては、現場での解体の処理を認めてほしい。
- ・ 瀬戸内町 家畜のと畜場法・化製場法の法律があり、規制緩和を望む。
- ・ 龍郷町 銃で捕獲したノヤギは食用とならないこと。

⑪参考：関係府省庁による調査結果(平成24年度)

1. 規制所管省庁名	環境省
2. 特例措置番号	1310
3. 特定事業の名称	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業

4. 弊害の発生に関する調査

① 調査内容	○特区の運用が開始されている都道府県への調査 特区を活用したノヤギの狩猟による生態系保全等の効果、放牧等による飼養ヤギの捕獲及び人身事故の発生の有無等について調査を実施するとともに、実際のノヤギの捕獲数についてのデータ収集を行った。
② 調査方法	アンケートにより実施 アンケート調査票は別添のとおり
③ 調査対象	鹿児島県
④ 実施スケジュール	調査票の配布：平成24年10月22日 調査票の回収：平成24年11月7日
⑤ 調査結果	○特区計画の認定を受けている5市町村全てで特区の運用を開始していたが、特区を活用した狩猟によるノヤギの捕獲実績があったのは大和村のみであった。 ○狩猟免許試験や講習会等の機会において、地域住民の安全性確保のための説明を実施しており、飼養ヤギの捕獲や人身事故の発生は確認されていない。 ○ノヤギの生息数については聞き取り調査により把握されているが、特区計画運用後における土砂流出等の抑制状況及び生態系の保全や植生回復に係る状況については把握されていなかった。 ○5市町村において、特区を活用した狩猟によるノヤギの捕獲実績(平成22年11月～平成23年3月及び平成23年度)は、大和村での1頭のみであった。一方、同期間における特区によらない捕獲(許可を受けた有害鳥獣捕獲)の実績は、奄美市と瀬戸内町で計365頭であった。特区計画の運用を開始したものの、狩猟によるノヤギの捕獲が進まない理由として、主に以下の点が挙げられている。 ・ノヤギが、と畜場法の適用を受ける獣畜であり、捕殺しても食用として利用できないこと。 ・ノヤギが、化製場等に関する法律の適用を受ける獣畜であり、捕殺場所での埋設等ができないこと。 ○鹿児島県は特区の継続を必要としているが、これまでの特区計画の運用実績についての評価は低い。
⑥ 特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	特段の弊害の発生は認められていない。
⑦ 全国展開により発生する弊害の有無	特区を活用した狩猟によるノヤギの捕獲実績が1頭であったため、全国展開に向けた弊害の発現を判断できる状況にはない。 また、以下の理由から、当該特例措置は全国展開にはそぐわない(従前からの許可による有害鳥獣捕獲の仕組みで対応は可能である)。 ・特区計画の活用に至らない根本的な問題(と畜場法や化製場に関する法律による捕獲後の処分に係る制限)がある。 ・奄美大島以外で、ノヤギが生息し、生態系等への重大な影響を及ぼしている地域は限定される。 ・奄美大島においては、許可捕獲の継続等、狩猟以外の要因によりノヤギの推定生息数(1262頭、平成23年6月時点)が特区計画の申請当時(約2520頭、平成22年)と比べるとおおよそ半減しているため、許可捕獲のみで十分対応できるものと考えられる(なお、同様にノヤギが問題となっている、世界自然遺産に登録された小笠原諸島を有する自治体も許可捕獲で対応している)。

構造改革特区（1310特区：ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業）の
実施状況調べについて

■ 都道府県：〔 鹿児島県 〕

1. 貴都道府県下において、構造改革特区による「ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業」が認められている地域がありますが、該当地域における現在の実施状況を教えてください。（認定特区が複数ある場合は、認定特区毎に記入して下さい。）

(1) -①：認定特区

- ・特区認定の認定措置の番号：〔特区認定第27号〕
- ・認定年月日：〔平成22年11月30日〕
- ・特区の名称：〔奄美大島（〇〇〇市町村）ノヤギ特区〕
- ・特区の地区：〔奄美大島地区（奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町）〕

(1) -②：特区の実施状況

- ア 特区制度の運用を開始している地区（市町村）
〔奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町〕
- イ 特区制度の運用をまだ開始していない地区（市町村）
〔 〕

(2) -①：認定特区

- ・特区認定の認定措置の番号：〔 〕
- ・認定年月日：〔 〕
- ・特区の名称：〔 〕
- ・特区の地区：〔 〕

(2) -②：特区の実施状況

- ア 特区制度の運用を開始している地区（市町村）
〔 〕
- イ 特区制度の運用をまだ開始していない地区（市町村）
〔 〕

※ 認定特区がまだあるところは、適宜、回答欄を追加して下さい。

2. 上記1で運用をまだ開始していない地区（市町村）は、その理由を具体的に記述して下さい。

(2) -①：特区の名称： []

- ・運用をまだ開始していない市町村： []
- ・未開始の具体的な理由

- ・運用をまだ開始していない市町村： []
- ・未開始の具体的な理由

- ・運用をまだ開始していない市町村： []
- ・未開始の具体的な理由

(2) -②：特区の名称： []

- ・運用をまだ開始していない市町村： []
- ・未開始の具体的な理由

- ・運用をまだ開始していない市町村： []
- ・未開始の具体的な理由

- ・運用をまだ開始していない市町村： []
- ・未開始の具体的な理由

※ 該当市町村がまだあるところは、適宜、回答欄を追加して下さい。

3. 構造改革特区の具体的な実施状況について教えてください。

(3) -①： 個別の捕獲実績等について教えてください。

※ 別添の附表に記入して下さい。

(3) -②： 現在のノヤギの生息数、土砂流出や植生破壊等の抑制状況及び生態系保全や植生回復の状況を調査等により把握しているか、教えてください。

ア：全て(または一部)把握している

- ・ 把握している事項及び調査等の内容と結果について具体的に記述して下さい。

平成23年6月時点におけるノヤギの生息頭数について、各市町村を通じて、地元(市町村)猟友会、各集落長などからの聞き取り調査に基づき推定の生息頭数を算出している。(調査結果 奄美大島 1,262頭)

イ：いずれも把握していない

- ・ なぜ把握していないのか具体的に記述して下さい。

(3) -③： 特区を活用した狩猟において、放牧等による飼養ヤギの捕獲等が発生した事例があるか、その状況を教えてください。把握しているなら、具体的に記述して下さい。また、本特定事業の実施にあたって、飼育下にあるヤギとノヤギとを明確に区分するために行っている措置を具体的に記入ください。

ア：飼養ヤギの捕獲があった

- ・ 特区の名称、市町村：
- ・ 原因：
- ・ 捕獲個体の数量：
- ・ 個体の扱い(死亡、放獣等)：

イ：飼養ヤギの捕獲はなかった、又は把握していない

- ・ 飼育下にあるヤギとノヤギを区別するための措置：

奄美大島5市町村では、平成19年度に「山羊の放し飼い防止等に関する条例」を制定している。

この中で、山羊の所有者は飼養に当たって「小屋で飼養する」又は「係留する」などの規定が定められておりこれによって飼育ヤギとノヤギの区別を行っている。(係留されていない個体については「ノヤギ」として取り扱っている。)

(3)－④： 特区を活用した狩猟において、人身事故が発生したことがありますか。把握しているなら、具体的に記述して下さい。また、本特定事業の実施にあたって、地域住民の安全性を確保するために行っている措置があれば、具体的にご記入ください。

ア：人身事故があった

- ・ 特区の名称、市町村：
- ・ 事故の程度、被害者数：
- ・ 事故が発生した状況：

イ：人身事故はなかった、又は把握していない

・ 地域住民の安全性確保のための措置：

狩猟免許試験や講習会等での安全対策に関する説明の実施。

4. これまでの構造改革の実績を踏まえた評価について教えてください。

(4) ー①： 都道府県として、これまでの構造改革特区の実施状況について、どのように評価されていますか。具体的に記述して下さい。

ア 十分評価できる

- ・ その理由を具体的に記述して下さい。

イ 評価できない

- ・ その理由を具体的に記述して下さい。

ノヤギが狩猟鳥獣になったものの、依然として「と畜場法」の対象獣畜であり捕殺しても食用として利用できないこと及び「化製場等に関する法律」の対象獣畜であり捕殺場所での埋設等ができないことが、狩猟による捕獲が進まない大きな理由と考えられる。

特に本県の場合、駆除事業を行っているノヤギのほとんどが、道路から遠く離れた海岸崖地に生息しているため、捕殺個体の回収は困難である。

① と畜場以外において、食用に供する目的で獣畜を「とさつ」してはならない。・・・《と畜場法第13条》

※と畜場以外の場所で、食用に供する目的で獣畜をとさつすることができる場合として、「離島であるため、その土地の状況により、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合であって、かつ、都道府県知事が指定した地域において、又は都道府県知事の許可を受けて獣畜をとさつする場合。」【と畜場法施行令第4条】と規定されている。

しかしながら、奄美大島は離島であっても、島内に2カ所（奄美市・瀬戸内町）のと畜場を有しており「離島であるため、その土地の状況により、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合」には該当しないと判断される。（県保健衛生部局の回答）

② 死亡獣畜の解体、埋却又は焼却は死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で行ってはならない。・・・《化製場等に関する法律第2条第2項》

ウ どちらともいえない

- ・ その理由を具体的に記述して下さい。

(4) ー②： 都道府県として、構造改革特区を継続して実施する必要性を感じますか。具体的に記述して下さい。

ア 継続する必要性を強く感じる

- ・ その理由を具体的に記述して下さい。

ノヤギによる生態系への被害（希少植物等の食害，土砂の崩落など）は現在進められている世界自然遺産登録に向けても大きな課題となっており早期の防除対策が必要である。

イ 継続の必要性はない

- ・ その理由を具体的に記述して下さい。

ウ どちらともいえない

- ・ その理由を具体的に記述して下さい。

改正の趣旨

令和4年4月に指定されたスーパーシティ等における先端的サービスの早期実装や事業の円滑な実施等を推進するとともに、法人農地取得事業を構造改革特別区域法に基づく事業に移行するため、所要の措置を講ずる。

1. スーパーシティ等における先端的サービス等の推進に係る所要の措置

(1) 補助金等交付財産の目的外使用等に係る承認手続の特例の追加

規制の特例措置等の適用を受ける特定事業の実施に当たって、補助金等交付財産の目的外使用等に関する事項を区域計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けたときは、**補助金等交付財産の目的外使用等に係る各省各庁の長の承認があったものとみなす。**



事業者の予見性の向上と事務コストの低減により、国家戦略特区における特定事業の円滑かつ効率的な実施を推進

<特例の活用イメージ>

- ロケット開発用の振動試験設備等を、本来業務に使用していない時間に、スタートアップ企業が新製品の耐久試験のために使用する



目的外
使用等



- 地域の子育て世帯の増加に対応するため、現在使われていない小学校の空き校舎の一部を、新たな保育施設を整備するために転用する

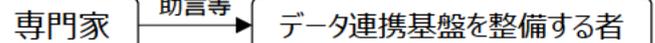
(2) データ連携基盤の整備等に関する援助の拡充

分野横断的な先端的サービスの実施に必要なデータ連携基盤を整備する者に対して国が行う援助の内容として、これまでの互換性の確保の取組（データ仲介機能の開発・無償提供等による基盤整備コストの抑制など）に加え、**データ連携基盤の利用における安全性と信頼性の確保に関する情報の提供等を追加**



データ連携基盤の整備へのきめ細かな援助を通じて、自動配送ロボットの走行やドローンの運航等の**先端的サービスの早期実装を推進**

<援助の例>



- ロボット走行用の最新の3次元地図データが建物所有者等から提供されることを確保すること
- ドローン運航用の気象データが常時提供されることを確保し、メンテナンス時は代替措置を講じること
- 個人情報情報は暗号化し本人同意を得た範囲で取得・提供されるシステムとすること 等

先端的サービスの早期実装



※ 併せて、先端的サービスの実施に関連する規制改革を着実に推進。

2. 法人農地取得事業に係る所要の措置

国家戦略特別区域法に規定されている法人農地取得事業を構造改革特別区域法に基づく事業に移行するための規定の整備を行う。

※ その他、オンライン服薬指導が全国展開されたことに伴い、国家戦略特別区域法における特例措置の規定を削除するとともに、平成16年の構造改革特区法改正により第23条が追加された際に手当てする必要があった同条第2項の規定について、所要の整備を行う。

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿

(令和4年4月18日 現在)

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
いわさき くみこ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は委員長、○は委員長代理

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会専門部会 委員名簿

(令和4年4月18日 現在)

医療・福祉・労働部会

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
いわさき くみこ ○ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

教育部会

氏 名	職 業 等
いwasaki kumiko ◎ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
shimamoto kouji ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
kudou hiroko 工藤 裕子	中央大学法学部教授

※ ◎は部会長、○は部会長代理

地域活性化部会

氏 名	職 業 等
しまもと こうじ ◎ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ ○ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

構造改革特別区域基本方針（抄）

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定
令和 4 年 10 月 7 日最終改正

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

(1) 基本理念

③評価の実施

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、

特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 61 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

（２）提案の募集に関する基本方針

③評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用

し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

① 評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

② 評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認めら

れる場合

- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置

- b 全国で実施することとなった規制改革
 - c その他提案を実現するための措置
- イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常のプロセスと同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下

「ニーズ調査」という。)を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

⑥評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第48条第1項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の3か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の2か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査

委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第14条の2第4項又は同法第37条の2第4項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

(5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

(6) 構造改革実現のための情報提供、相談機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

②国家戦略特区制度との連携

構造改革の推進のため、国家戦略特区制度と相互の有機的な連携を図るものとし、国家戦略特別区域法第 5 条第 7 項の規定による募集に応じ行われた提案であって、同法第 38 条の規定に基づき、構造改革の推進等に資するものとして法第 3 条第 4 項に規定する提案とみなされたものについては、同項の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記2.(3)②i)ア)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するとしたものについては、別表1から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表2として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表2の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表2に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②拡充、是正又は廃止等をするることとなった規制の特例措置

本部において2.(3)②i)ウ)、エ)又はオ)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充するとしたものについては、別表1を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案

と改定される別表1の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表1に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記(1)①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記(1)②と同様の取扱いを、その他のものについては上記(1)③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

(3) 透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。